

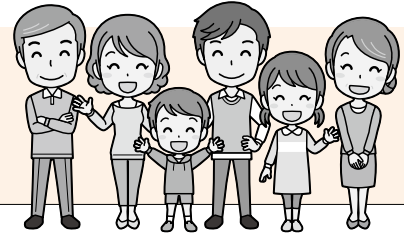
虐待根絶のためにできること

みんなで守ろう みんなの笑顔



オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンをシンボルマークに、行政と民間が協働して子どもへの虐待を防止するキャンペーンを展開することです



11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、将来にわたって子どもの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われる事件となるなど、大きな社会問題となっています。この機会に私たち一人一人が、子どもを虐待から守るために何ができるか考えてみましょう。

オレンジリボン ～みんなでつなぐ心の手～

市民の皆さんから集めたさまざまな手の写真を用いた、人と人とのつながりの表現や、あさびーを用いた制作物を市役所ロビーに展示します。ぜひご覧ください。

とき 11月2日(火)～30日(火)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

オレンジ×パープルライトアップ

それぞれのカラーに思いを込めて、スカイワードあさびをライトアップします。

- とき ●オレンジ 11月1日(月)～30日(火)(パープル期間を除く)
- パープル 11月12日(金)～25日(木)

11月1日(月) 街頭キャンペーン

名鉄瀬戸線尾張旭・旭前・印場駅のロータリー付近で、児童虐待防止に関する啓発を行います。

パープルライトアップ

女性に対するあらゆる暴力の根絶を願うとともに、被害者に対して「あなたは一人ではない! 相談してください」というメッセージが込められています。

それって本当に「しつけ」ですか?

- しつけ…子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくこと
- 体罰…苦痛や意図的な不快感をもたらす行為

知らず知らず虐待になっていませんか?

- 子どもが言うことを聞かなかったので、長時間正座をさせ、夕食を与えなかった
⇒「しつけ」ではなく「体罰」に当たり、人権を侵害することになります
- 障がいや病気のある家族に代わり家事や介護をさせるため、部活動や勉強など、やりたいことを我慢させる
⇒**ヤングケアラー**※となり、虐待になる可能性があります

※家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。子どもの健やかな成長や子どもの権利が阻害される恐れがあり、ネグレクト(養育放棄)や心理的虐待(暴言など)となっている場合があります。

全ての子どもに、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています

相談・問い合わせ先／保健福祉センター内子育て相談課 ☎53-6101

高齢者を虐待から守ろう

高齢者への虐待は判断が難しく、深刻な事態になって初めて気付くことがあります。介護者が一生懸命世話をしているうちに、知らず知らずに不適切な対応になっていることもあります。チェックリストで確認してみましょう。

相談・問い合わせ先

保健福祉センター内地域包括支援センター
☎55-0654
市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

気付きのチェックリスト

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 年金や財産収入などがあるにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居が極めて非衛生的。異臭を放っている
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 栄養失調が心配される
- 自宅から怒鳴り声、悲鳴、物が投げられる音などが聞こえる
- 天気が悪くても、長時間、屋外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居しているが、コンビニやスーパーで、1人分の弁当などを頻繁に買っている
- 訪問しても会えない、または家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

障がい者の虐待を防ごう

障がいのあるかたの安定した生活や自立、社会参加のためには、私たち一人一人が虐待をより身近な問題と捉え、個人や地域として防止に努めていくことが必要です。

相談・問い合わせ先

市役所福祉課障がい福祉係
☎76-8142、FAX.52-3749
市障がい者基幹相談支援センター
☎76-8140、FAX.53-2280

身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加える。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

虐待の防止に向けて

虐待している人・受けている人に自覚・認識がないことで被害を訴えられない場合があります。虐待を早期に発見するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。もし「虐待かも」と感じたら、**すぐにご連絡ください**。通報者の情報は守られます。

子どもの虐待	児童相談所全国共通ダイヤル <small>いちばやく</small> 189(24時間対応)
高齢者の虐待	保健福祉センター内地域包括支援センター ☎55-0654
障がい者の虐待	市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280



油断大敵! 感染拡大

最新情報はホームページをご覧ください



新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナワクチン接種 10月18日時点

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

新型コロナワクチン接種を証明する書類

証明書で接種済みであることを示すことができます。

接種方法など	証明書
接種券(クーポン券)を利用して接種されたかた	①接種券(クーポン券)右側の予防接種済証(臨時)
接種券付予診票を利用して接種されたかた(医療従事者など)	②接種記録書
海外渡航予定があり、市に申請されたかた	③海外渡航用の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート)

国が検討を進めているワクチン接種証明(電子媒体含む)は、詳細が決まり次第、ホームページでお知らせします

※①②を紛失した場合は郵送申請で再発行ができません。詳細はホームページをご覧ください

市内3カ所の医療機関で接種を行っています。

- あらかわ医院
- 星合クリニック
- 松尾医院



11月1日(月)から 渋川福祉センター 利用制限解除

集団接種による制限を解除します。ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先/新型コロナコールセンター ☎55-0911(土・日曜日、祝・休日を除く午前9時~午後5時)

●コールセンターの開設日が11月1日(月)から平日のみとなります ●番号のかけ間違えにご注意ください

やめないで! 感染症対策 感染しない! 感染させない!

新型コロナウイルス感染症は続いています。感染拡大を防ぐために、ワクチンを接種したかたも、手洗いや消毒、3つの密を避けるなど、基本的な感染症対策を丁寧かつ徹底・継続して行いましょう。

新しい
生活様式

